平成２３年（フ）第３３号
徳島県三好市三野町太刀野山3637番地
債務者　田中　清美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第３４号
徳島県美馬市美馬町字境目108番地６
債務者　金井　明子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第５４号
愛媛県今治市高橋甲1277番地６、旧住所愛媛県今治市桜井団地２丁目８番地３
債務者　西﨑　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第７４５号
高知県香美市土佐山田町植942番地３、住民票上の住所高知市廿代町２番17号
債務者　小笠原智之
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４０号
高知県香南市香我美町上分1018番地１　的場団地１
債務者　小山　弥生（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２６号
高知市鴨部1091番地６　Ｙ―ウエストツイチカ302
債務者　村山　清子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８４号
高知県土佐市北地202番地１
債務者　松山　博男
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２１４号
福岡県小郡市美鈴が丘３丁目10番地８
債務者　川谷　　舞
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２７３号
福岡県久留米市東合川町552番地５、前住所東京都世田谷区玉川台２丁目10番６―206号
債務者　江頭　陽一
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２８３号
福岡県久留米市田主丸町竹野562番地
債務者　古賀　千順
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３５号
鹿児島県南さつま市加世田内山田6278番地
破産者　有園　益人
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３６号
鹿児島県枕崎市田布川町862番地
破産者　有限会社鹿有工業
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第１０７１号
東京都台東区寿３丁目３番５号
破産者　有限会社ストーク
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
札幌市西区二十四軒３条１丁目１番16号、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区山の手２条２丁目４番23号
破産者　有限会社ドリリングユニオン
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７号
宮城県石巻市立町１丁目５番11号
破産者　宮城サポート有限会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
埼玉県加須市礼羽698番地
破産者　有限会社タケオカクタス
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４６９号
川崎市多摩区枡形５丁目11番２号
破産者　有限会社ボイスボウト
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１４８号
愛知県新城市川田字新平15番地57
破産者　株式会社名星
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部